



令和3年4月28日

結婚して住むなら、福島市。
♡新婚さんの新生活を応援します♡



結婚に伴う新生活を応援するため、新婚世帯の住宅取得費用や引越費用、家賃などを支援します。

結婚後3年以内の住宅取得への補助、結婚後最長3年間の家賃補助等で応援し、結婚に踏み切る若者の増加とその市内定住を促進します。

記

≪福島市結婚新生活支援事業補助金≫

1 対象者

- (1) 婚姻日 平成31年1月1日～令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦
 (2) 年齢 婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下
 (3) 所得 令和2年（2020年）の夫婦の所得合計が400万円未満
 (4) その他 住所地等、その他の要件は申請の手引きを参照のこと

- 2 対象経費 令和3年1月1日～令和4年3月31日の間に福島市内に居住するために支払った住居費または引越費用

3 補助額

(1) スタートアップ支援

支援内容	補助額（実支出額のうち）	対象経費
住宅取得費用 + 引越費用	30万円まで	住宅購入費、工事請負費（新築のみ）
賃貸初期費用 + 引越費用	15万円まで	敷金・礼金・仲介手数料、引越費用
引越費用のみ	15万円まで	結婚に伴う引越費用

(2) 家賃支援

支援内容	補助額 （実支出額の2分の1の額）	対象経費
家賃	月額最大2万円まで （最長36か月）	賃料と共益費

- 4 申請受付 令和3年5月17日（月）から受付スタート（令和4年3月31日まで）
定住交流課窓口、または郵送で

5 提出書類

- ①交付申請書、戸籍謄本、住民票、令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書、納税証明書
 ②補助対象経費の契約書、領収書及び明細書の写し 等

事業の詳細、申請の手引き、
申請書などはこちらから →



担当：定住交流課 出会い定住応援係
課長 長島 係長 赤間
電話 024-525-3739（直通）

令和3年度 START!! 結婚して住むなら、福島市。

福島市は新婚さんの新生活を応援します♡ 

〈福島市結婚新生活支援事業補助金〉

新婚世帯の住居費と引越費用を支援します！

スタートアップ支援

- 住宅取得+引越費用 30万円まで
- 賃貸初期費用+引越費用 15万円まで
- 引越費用のみ 15万円まで

〈申請受付〉

令和3年5月17日から
令和4年3月31日まで

家賃支援

- 家賃 月額最大 2万円（最長36か月まで）

〈新婚とは？〉

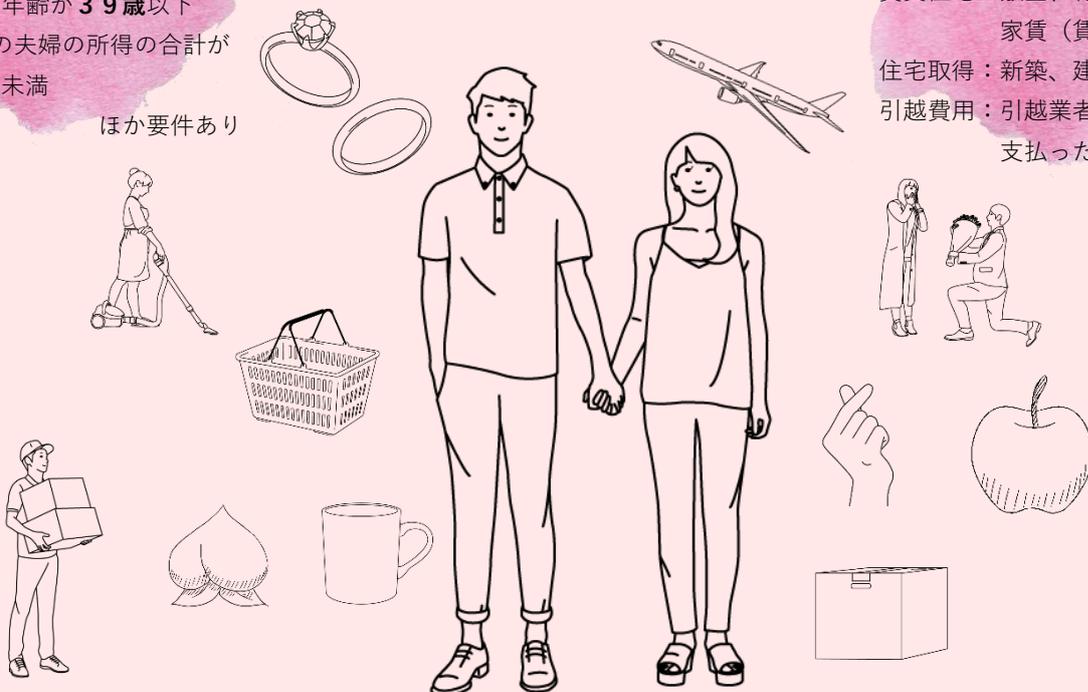
- ・平成31年1月1日から
令和4年3月31日までに
婚姻届を提出した夫婦
- ・婚姻時の年齢が39歳以下
- ・2020年の夫婦の所得の合計が
400万円未満

ほか要件あり

Congratulations to the happy couple!

〈対象の経費とは？〉

- 令和3年1月1日～令和4年3月31日
までに支払った以下の費用
- 賃貸住宅：敷金、礼金、仲介手数料、
家賃（賃料・共益費）
 - 住宅取得：新築、建売や中古住宅購入
 - 引越費用：引越業者、運送業者に
支払った費用



お問い合わせ 福島市 定住交流課 出会い定住応援係
提出先 福島市五老内町3-1 福島市役所1階
☎024-525-3739

詳しくは裏面・WEB・
申請の手引きにて>>



令和3年度福島市結婚新生活支援事業補助金のあらまし

1 対象者要件

平成31年1月1日～令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦で、申請時点において以下の要件全てを満たす夫婦

- (1) 年齢：婚姻日（婚姻届を提出した日）時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下
- (2) 所得：令和2年（2020年）の夫婦の所得合計が400万円未満
- (3) 住所：補助金の申請日において、夫婦の双方または一方が福島市に住民登録しており、住民票の住所が申請の対象の住宅の所在地となっていること。
- (4) その他：本制度や他の公的補助金を受けていないこと等。

2 対象経費

令和3年1月1日～令和4年3月31日の間(補助対象期間)に福島市内に居住するために支払った住居費または引越費用が対象。

ただし、婚姻日と住宅の種類によって期間・対象が異なります。

■住居費

【賃貸住宅】

- (A) 婚姻日：平成31年1月1日～令和2年12月31日

家賃支援 対象経費：家賃（賃料と共益費）のみ

※婚姻日から36か月までの期間内かつ、補助対象期間に支払ったもの。

- (B) 婚姻日：令和3年1月1日～令和4年3月31日

スタートアップ支援&家賃支援

対象経費：①敷金・礼金・仲介手数料 ②引越費用 ③家賃(賃料と共益費)

※家賃は婚姻日と同居日のいずれか遅い日を基準に最長36か月かつ、補助対象期間に支払ったもの。

【住宅取得（新築・中古・建売など）】

- 婚姻日：平成31年1月1日～令和4年3月31日

スタートアップ支援 対象経費：住宅の購入費、工事請負費(新築のみ)

※婚姻日から36か月までの期間内かつ、補助対象期間に支払ったもの。

※婚姻日に関わらず、支払日が令和2年12月31日以前のもものは対象外。

※土地代、リフォーム費用、増築費用は対象外。

■引越費用

- 婚姻日：令和3年1月1日～令和4年3月31日の方のみ

結婚に伴って取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住する住宅への引越費用のうち引越業者または運送業者へ支払ったもの。

3 申請期間

令和3年5月17日～令和4年3月31日まで(土日・祝日・1月29日～1月3日を除く)

受付時間は、午前9時～午後4時30分まで

4 申請方法

下記の書類を添えて定住交流課窓口、又は郵送で提出

【提出書類】

- (1) 共通

補助金交付申請書、必要書類等チェックリスト、戸籍謄本、住民票、令和3年度(令和2年分)所得・課税証明書、納税証明書

- (2) 賃貸住宅の場合

住宅の賃貸借契約書、領収書及び明細書の写し

- (3) 住宅取得の場合

住宅の売買契約書または工事請負契約書、領収書及び明細書の写し

- (4) 引越費用の場合

引越業者の領収書及び明細書の写し